

議決権行使の結果

～2023年7月から2024年6月まで～

1. 議決権行使に関する基本方針

株式会社ポートフォリアでは、私どもと投資先企業が受託者責任やスチュワードシップ責任に基づく長期的な信頼関係を築くことを前提に、コーポレートガバナンス・コードの精神に則り、建設的な対話の一環として議決権を行使します。したがって、株主総会の議案を運用責任者が一つひとつ精査し、必要に応じて投資先企業と対話を行ったうえで、議決権を行使するプロセスを構築しています。また経営方針に根本的な異議がある場合には、そもそも信頼関係が構築できないため、株式を売却することも選択肢にしています。

2. 議決権行使の結果

2023年7月から2024年6月までに開催された投資先企業34社の株主総会における議決権の行使結果は以下のとおりです。会社提案議案の111議案のうち21議案に反対しました。

	(A) 議案数 (B)+(C)+(D)	(B) 賛成	(C) 反対	(D) 棄権	(E) 反対+棄権 (C)+(D)	反対等 行使比率 (E) / (A)
会社提案						
会社機関に関する議案						
取締役の選解任	48	48	0	0	0	0.0%
監査役の選解任	11	11	0	0	0	0.0%
会計監査人の選任	0	0	0	0	0	0.0%
役員報酬に関する議案						
役員報酬	5	5	0	0	0	0.0%
退任役員・監査役の退職慰労金の支給	2	1	1	0	1	50.0%
資本政策に関する議案						
剰余金の処分	16	16	0	0	0	0.0%
組織再編関連	0	0	0	0	0	0.0%
買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	0	0	0.0%
その他	1	1	0	0	0	0.0%
定款に関する議案	8	8	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
株主提案	20	0	20	0	20	100.0%
	111	90	21	0	21	18.9%

(1) 退任役員・監査役の退職慰労金の支給の議案に反対した理由

日本的慣行の下で報酬の後払い的な性格を持つ退職慰労金制度については、基本的に制度の廃止を求めています。その理由は、中長期的な業績への貢献に応じて報酬額が決まる役員・監査役の報酬制度への移行が望ましいと考えているからです。こうした背景に加え、反対した1議案については、退職慰労金の具体的な金額、方法等について開示がなかったことも反対の理由です。

(2) 株主提案に反対した理由

スルガ銀行に提案された株主提案については、いずれも現在係争中の訴訟に係るものと推定され、訴訟目的に照らした定款変更を求める株主提案が中心となっています。当社では、個別の株主提案を各々精査したうえで、いずれも企業価値の向上を目指すものではなく、さらに定款変更が必ずしも適切な手段だと判断されないため、株主から提案された20議案についてはすべて反対しました。

